

令和 6 年 第 1 回

広陵町議会定例会議員提出議案

議員提出議案第 2 号

企業・団体献金を全面的に禁止する法的
措置等を求める意見書について

[1 頁]

議員提出議案第2号

企業・団体献金を全面的に禁止する法的措置等を求める意見書について

上記の案件を別紙のとおり、広陵町議会会議規則第13条の規定により提出
します。

令和6年3月14日提出

提出者 広陵町議会議員 八尾春雄
賛成者 同 山田美津代

企業・団体献金を全面的に禁止する法的措置等を求める意見書

自民党派閥の政治資金パーティー収入の不正が噴出している。パーティー収入の収支報告未記載や議員のパーティー券販売ノルマがあり、それを超えたものが裏金になっている疑惑が明らかになっている。また、一体この裏金を何に使ったのかも明確でない。

これらのことについて首相の責任で事実を徹底的に明らかにすべきである。

政党は国民の中で活動し、国民の支持を得て活動資金をつくるのが基本ではないだろうか。企業団体献金のパーティー券を含む全面禁止は、金権腐敗政治を根絶し、国民の政治不信回復の道ではないだろうか。

このため下記の通り法的措置を明確にしていきたい。

記

- 1 企業・団体による寄付を禁止する。
- 2 政治資金パーティー収入を寄付とみなすことにより、企業・団体によるパーティー券購入も禁止する。(パーティー券購入の公開基準は現行20万円超だが、寄付とみなすことにより、寄付の公開基準である5万円超となる)
- 3 政治団体の代表者に、当該団体と会計責任者への監督責任を課す。
- 4 個人による政党・政治資金団体への寄付総額上限を年1,000万円(現行は2,000万円)に、他の政治団体(資金管理団体含む)への寄付総額上限を500万円(現行は1,000万円)に引き下げる。
- 5 収支報告書への記載を免れる目的で分散寄付することを禁止する。
- 6 公職の候補者が、政党から受けた政治活動に関する寄付を、自らの資金管理団体に対してする「特定寄付」の規定を削除する。
- 7 政治資金規正法に違反した者の公民権停止期間を裁判が確定した日から5年間として延長する。(現行は、刑の執行を受けることがなくなるまでの間)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月14日

奈良県広陵町議会

内閣総理大臣 岸田 文雄 様
法務大臣 小泉 龍司 様
総務大臣 松本 剛明 様
内閣官房長官 林 芳正 様